

## わいわいスクールチーム会員規約

2014年6月1日	初版発行
2014年7月10日	2版改定
2014年8月1日	3版改定
2014年9月1日	4版改定
2015年4月6日	5版改定
2016年4月11日	6版改定
2017年4月5日	7版改定

### 第1条【目的・理念】

- 以下の目的を達成するために、アースフレンズはスクールチームを運営する。
  - アースフレンズを通じて文化・人の交流を発展させ、バスケットボール文化の普及を目的に活動する。
  - アースフレンズの奮闘・勝利・成長により、多くの人に希望と感動、最高のワクワク感を提供し、夢の実現の素晴らしさを実感してもらい、共にトライし続ける。
  - 子供からシニアまでのバスケットボールチームを完成させ日本全国で誰もがバスケットボールを楽しめる環境を作る。
  - 経験・年齢・技術・男女を問わず、誰もがバスケットボールを「する」「観る」「支える」という3つの楽しみを味わい、アースフレンズという一つのチームとして成長していきける環境を創る。
- 真のチームを創るために、以下の理念を掲げる（TEAM5）。
  - コミュニケーション
  - 信頼
  - チームワーク
  - 思いやり
  - 誇り

### 第2条【定義】

- 「わいわいスクールチーム会員」とは、アースフレンズへ入会し、スクールチームもしくはトライアルコースに参加している者をいう。
- 「スクールチーム」とは、〈バスケットボールの楽しさを感じ〉、〈バスケットボールを通して多くの仲間と素晴らしい出会いを経験し〉、〈バスケットボールをする・観ることを好きになってもらう〉ことを目的に活動し、バスケットボール文化の普及を目指しているチームをいう。スクールチームには、「わいわいスクールレギュラーチーム」、「わいわいスクールビギナーチーム」の2つのクラスが存在する。ただし、事務局が定める最少催行人数に満たない場合は発足しないクラスのチームもある。

3. 「トライアルコース」とは、初めてわいわいスクールチーム会員になった人を主な対象として一時的なチームを結成し、原則として2ヶ月間の基礎練習を行うことにより、スクールチームへの加入を目指すチームをいう。
4. 「コーチ」とは、スクールチームおよびトライアルコースを指導する者をいう。スクールチームにはメインコーチとサブコーチを設置する。
5. 事務局（以下、「事務局」という）とは、一般社団法人スポーツコミュニティジャパン（以下、「当法人」という）内に設置されたスクールチームおよびトライアルコースを運営する部署をいう。
6. 「反社会的勢力等」とは、以下の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者をいう。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - (6) 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
  - (7) その他各号に準ずる者
7. 反社会的勢力等に「組する者ではない」とは、反社会的勢力等のいずれにも該当しないこと、および以下のいずれかに該当する関係がないことをいう。
  - (1) 自己、又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - (2) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - (3) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
8. 「暴力的行為等」とは、自ら又は第三者を利用して以下の行為を行うことをいう。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

### 第3条【入会資格】

1. アースフレンズに入会し、スクールチームに参加するには、以下の条件を満たすことを必要とする。
  - (1) バスケットボールを愛すること。
  - (2) アースフレンズのスクールチーム設立趣旨に賛同すること。

- (3) 高校生以下の場合には保護者の了解を得ていること。
- (4) 反社会的勢力等に組する者ではないこと。
- 2. アースフレンズに入会し、トライアルコースに参加するには、以下の条件を満たすことを必要とする。
  - (1) バasketボールを愛すること。
  - (2) アースフレンズのスクールチームの設立趣旨に賛同すること。
  - (3) 高校生以下の場合には保護者の了解を得ていること。
  - (4) 所定の練習回数を終了後に既存のスクールチームへの加入を同意すること。
  - (5) 反社会的勢力等に組する者ではないこと。

#### 第4条【練習】

- 1. スクールチームの練習は、原則として、以下のように行う。
  - (1) 練習回数は、月に4回程度とする。
  - (2) 練習時間は、1回2時間程度とする。
  - (3) 練習内容は、コーチがメニューを決めて行う。
  - (4) 練習は、チーム別に行う。ただし、以下に該当する場合は、2チーム以上の合同練習を開催する。なお、合同練習の回数は状況に応じて事務局が判断する。
    - ① 在籍メンバーの人数が12名以下となり、チームとしての運営が困難であると事務局が判断した場合。
    - ② 在籍メンバーの人数が12名以下となり、練習における質の低下が懸念されると事務局が判断した場合。
    - ③ スクール生から希望があり、事務局の承認が得られた場合。
    - ④ その他、事務局が必要と判断した場合。
  - (5) スクールチームの練習中にスクールテストを実施し、その結果に基づいて事務局にてクラス分けを行う。クラスは、「ビギナークラス」、「ミドルクラス」、「ハイクラス」の3クラスとする。
- 2. トライアルコースの練習は、原則として、以下のように行う。
  - (1) 練習回数は、月に4回程度とする。
  - (2) 練習時間は、1回2時間程度とする。
  - (3) 練習内容は、コーチがメニューを決めて行う。
- 3. スクールチームの練習とは別にスクール練習会を開催する
  - (1) スクール練習会は、「ビギナークラス」、「ミドルクラス」、「ハイクラス」の3クラス開催する。
  - (2) 練習回数は、各クラス月に2回程度とする。
  - (3) 練習内容は、コーチがメニューを決めて行う。
  - (4) 各クラスへの参加基準は、スクールテストの結果に基づいて事務局が行うクラス分けに

応じて、以下のとおりに定める。

「ビギナークラス練習会」・・・ビギナークラスおよびミドルクラスの会員

「ミドルクラス練習会」・・・すべてのクラスの会員

「ハイクラス練習会」・・・ハイクラスおよびミドルクラスの会員

- (5) スクール練習会への参加は、事前申し込みの上、一人あたり月2回を上限とする。
  - (6) 事務局より所属クラスの通知を受けていない会員は、ビギナークラスに属するものとして扱う。
4. 練習に参加する際は、事務局の指定する体育館の開放時間を厳守すること。

#### 第5条【入会手続】

1. スクールチームへ参加する場合の手続について、以下のように定める。
  - (1) 第6条2項1号および3項に定められた費用を参加申し込み後7日以内に所定の口座に振り込む。
  - (2) 所定の預金口座振込依頼書を2回目の練習会参加までに提出する。
2. トライアルコースへ参加する場合の手続について、以下のように定める。
  - (1) 第6条2項2号および3項に定められた費用を参加申し込み後7日以内に所定の口座に振り込む。
  - (2) アースフレンズへの加入同意書をトライアル期間中に提出する。
3. トライアルコースを経ずにスクールチームへ参加する場合の手続について、以下のように定める。
  - (1) 第6条2項1号および3項に定められた費用を参加申し込み後7日以内に所定の口座に振り込む。
  - (2) アースフレンズへの入会申込書および所定の預金口座振込依頼書をトライアルチーム期間中に提出する。
4. 連絡先などの届出内容に変更があったときは、速やかに変更の届出を事務局に行うこと。

#### 第6条【参加費の先払い】

1. アースフレンズへ入会する際の参加費（以下、先払い参加費という）について、以下のように定める。
  - (1) 参加申し込み後7日以内に、先払い参加費として指定の金額を支払うこと。
  - (2) 先払い参加費は、所定の口座に振り込むこと。
  - (3) いかなる理由があっても、先払い参加費の返金を行わない。
2. 先払い参加費に含まれる内容について、以下のように定める。
  - (1) スクールチームへ参加する場合の先払い参加費に含まれるものは、2か月分の練習会参加費とし、ボール、シューズ、ウェア等は個人負担とする。
  - (2) トライアルコースへ参加する場合の先払い参加費に含まれるものは、2か月分の練習会

参加費とし、ボール、シューズ、ウェア等は個人負担とする。

3. トライアルコースまたはスクールチームへ参加する場合は、別途スポーツ保険加入費を支払うこと。
4. 大会やその他イベントへの参加費は、別途定められた金額を支払うこと。

#### 第7条【年度更新制】

1. スクールチームの活動期間は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。
2. 契約の自動更新は行わない。契約を更新する場合は毎年4月末までに、事務局の定める所定の手続を経ること。
3. スクールチームへの参加費は、以下の方法のどちらかにより支払う。
  - (1) 月額9,000円（税別）を毎月、口座振替により支払う方法。その場合、毎月27日（27日が金融機関の休日の場合は翌営業日）に翌月分を支払う。
  - (2) 年額99,000円（税別）を年度更新前までに一括して支払う方法。
4. 参加費には、スクールチームの練習会への参加費、事務局が指定したわいわい練習会への参加費、スクール練習会への参加費が含まれる。
5. いかなる理由があっても、参加費の返金を行わない。ただし、年額を一括で支払った者が退会する際は、返金される場合がある。
6. 原則として、休会は認めない。ただし、怪我や病気などのやむを得ない事由により事務局が承認する場合は、この限りではない。

#### 第8条【退会・再入会】

1. 退会手続について、以下のように定める。
  - (1) ① スクールチームからの退会を希望する場合、アースフレンズのサイトにある所定のフォームより、退会希望月の前々月末日までに申請すること。  
(例) 4月末日まで参加し5月に退会する場合、3月末日に申請。
  - ② 第15条に定める規約の改定が行われる際、改定後の規約に同意できない場合、同意できないことを改定される新規約の施行までに事務局へ申請することにより、新規約施行日に退会したという扱いとする。本号による退会をする前に、次月分の参加費が先払いされている場合は、当該参加費を返金する。
  - ③ 第15条に定める規約の改定が行われた際、新規約施行日以降、新規約に同意できずに退会する会員は、第15条3項に定められた同意とみなされる行為がなされていない場合に限り、申請した日をもって退会日とする。この場合、先払いされた当月分の参加費については返金しないが、本項第1号の規定にかかわらず、翌月の参加費の先払いを免除する。
- (2) 参加費を年額一括して支払った者が退会し、返金が発生する場合は、11ヶ月から活動した期間（月単位）を引いた月額参加費を返還する（※）。

※ 返還額 = (11ヶ月 - 活動期間) × 9,000円

2. 一度退会した者が再度入会する場合の手続きについて、以下のよう定める。
  - (1) スクールチームへの再入会を希望する者は、アースフレンズのサイトにある所定のフォームより、参加する前月の5日までに申請し、事務局の承認を得ること。
  - (2) 再入会した場合、練習会参加までに再入会金として5,000円を支払う。参加費については、第7条3項と同様とする。
  - (3) 再入会後の参加費は、参加する月の前月27日から口座振替を再開する。
3. 以下に該当する者は、本人の意思にかかわらず、事務局が退会させる事ができる。その場合でも、入会金や参加費の返金を行わないものとする。
  - (1) 2ヶ月連続で参加費の未納が発生した者。その場合、退会後に未納分の参加費を納めること。
  - (2) 反社会的勢力等に組する者。
  - (3) 会員の風紀や安全を脅かす者。
  - (4) 暴力的行為等を行う者。
  - (5) 本規約に著しく反する者。
  - (6) その他、事務局がアースフレンズへの参加に相応しくないと判断した者。

#### 第9条【移籍】

1. 諸般の事情により、チーム間の移籍の必要性が生じた場合、本人と事務局との同意のもとで移籍を行うことができる。
2. 本人の事情により移籍する場合、移籍を希望する月の前月10日までに移籍希望を事務局に申請することを必要とする。ただし、移籍時期は本人と事務局が話し合いの上で決定する。

(例) 4月から新チームに移籍したい場合、3月10日までに移籍希望を申請する。
3. 移籍については、事務局との手続きが完了するまで他の人に知らせないようにすること。

#### 第10条【コミュニケーション】

1. スクールチームごとにメーリングリストを作成するので、必ず参加すること。
2. メーリングリストに登録するメールアドレスの追加・変更・削除などは、スクール生専用ページの既定フォームにて申し出ること。
3. 毎回の練習後にメーリングリストにて活動日誌を提出することで、練習の振り返りや欠席者への練習内容の伝達に役立てること。(活動日誌の提出は任意)
4. スクールチーム内で独自にコミュニケーションツール(LINE、Facebook等)を利用して連絡をとりあう事は妨げない。ただし、必要に応じて当該コミュニケーションツールを事務局が利用する場合もある。
5. メーリングリスト等の使用は深夜時間帯(23時以降)を避けるなど、チームメイトへの

配慮を行うこと。

#### 第11条【知的財産権】

1. アースフレンズおよびスクールチームに関する名称やロゴ、リバーシブルのデザイン等、アースフレンズが作成した著作物の権利は、すべて当法人に帰属する。
2. 1項の著作物を使用してスクール生がグッズ（T シャツ、タオル等）を作成することを禁止する。
3. スクールチームのグッズに関するデザインを行う一切の権利は当法人が有し、スクール生がグッズをデザインすることを禁ずる。
4. スクールチームの活動で撮影した写真や動画などを広告宣伝、広報、プロモーション活動などに二次利用する一切の権利は、当法人が有する。

#### 第12条【事務局】

1. 新チームの結成、追加メンバーの加入先の決定、チームの合併、チームの解散など、チーム編成の権限は事務局が持つ。
2. 事務局のメールアドレスは、[info@earthfriends.jp](mailto:info@earthfriends.jp) とする。
3. 入会金などの振込先口座は以下のとおりとする。  
三菱東京 UFJ 銀行 銀座支店  
普通 0166003  
一般社団法人スポーツコミュニティジャパン
4. その他、規約に記載のない事項で問題が発生した場合は、本人と事務局との話し合いで解決する。

#### 第13条【保険・免責事項】

1. スクールチーム参加者は、事務局が指定するスポーツ保険に加入すること。保険に関する費用は事務局が別途提示する。
2. 練習、試合、イベント、その他あらゆる状況で発生した事故やケガなどについて、当法人は一切の責任を負わないものとする。

#### 第14条【禁止事項】

1. スクールチーム参加者が、アースフレンズ以外が主催する練習会や試合に参加することを妨げない。ただし、アースフレンズやアースフレンズ東京 Z などの名称を使用することを禁止し、怪我等について一般社団法人スポーツコミュニティジャパンは一切の責任を負わない。また、任意の活動となるため、スポーツ保険の適用外となる。
2. コミュニケーションツールでの当法人または特定個人、チームへの誹謗中傷。

#### 第15条【規約の改定】

1. 本規約は、事務局が必要と判断したときに改定を行うものとする。
2. 改定された新規約の施行は、印刷しての配布、メール、Web サイトへの掲載などを通して行う。
3. 改定された新規約が施行された後に、練習会または大会に参加した者は、改定後の規約に同意したものとする。また、第7条3項1号に規定された参加費を毎月支払う者については、本規約の改定を施行した後に参加費の支払いをした場合も改定後の規約に同意したものとする。改定された新規約の施行から2週間を経過した場合も改定後の規約に同意したものとする。

以上